

県民経済計算の推計方法

1. 県内総生産（生産側） 名目

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1. 農業 (1) 農業	<p>産出額＝(1)＋(2)＋(3) 農業＝農業＋農業サービス</p> <p>○農業 a. 産出額 耕種、畜産、農家が行う農産加工の農業産出額計</p> <p>b. 中間投入額 中間投入＝産出額×国の中間投入比率</p> <p>○農業サービス業 a. 産出額 国の計数×従業者数の県分割合</p> <p>b. 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p>	<p>農林水産省「生産農業所得統計」</p> <p>内閣府資料</p> <p>内閣府資料、総務省「経済センサス-基礎調査」</p> <p>内閣府資料</p>
(2) 林業	<p>産出額＝育林業＋素材生産業</p> <p>○育林業 a. 産出額 素材生産業のうち「木材生産」の産出額(当該年度を含む過去3年間平均)×(「育林」の生産額/「素材」の生産額)</p> <p>b. 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p> <p>○素材生産業 a. 産出額 素材生産業の産出額＝「木材生産」の産出額×(民有林の林野面積/全林野面積)＋(「薪炭生産」産出額＋「栽培きのこ類生産」産出額＋「林野副産物採取」産出額)</p> <p>b. 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p>	<p>農林水産省「生産林業所得統計」、統計分析課「県産業連関表」</p> <p>内閣府資料</p> <p>『生産林業所得統計』(農林水産省)、『農林業センサス』(農林水産省)</p> <p>内閣府資料</p>
(3) 水産業	<p>産出額＝内水面漁業＋内水面養殖業</p> <p>○内水面漁業 ○内水面養殖業 a. 産出額 ①内水面漁業及び②内水面養殖業 数量×単価</p> <p>b. 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p>	<p>直接照会</p> <p>内閣府資料</p>
2. 鉱業	<p>a. 産出額 国の計数×従業者数の県分割合</p> <p>b. 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p>	<p>内閣府資料、総務省「経済センサス-基礎調査」</p> <p>内閣府資料</p>
3. 製造業	<p>a. 産出額 工業統計 (製造品出荷額等－転売商品の仕入額＋製造品・半製品及び仕掛品在庫純増額)×年度転換比率 年度転換比率＝(鉱工業生産指数年度値÷暦年値)×(産出物価指数年度値÷暦年値)</p> <p>b. 中間投入額 (原材料使用額等－製造等に関連した外注費－転売商品の仕入額)×年度転換比率＋政府手数料＋間接費＋FISIM消費額 年度転換比率＝(鉱工業生産指数年度値÷暦年値)×(投入物価指数年度値÷暦年値)</p>	<p>県統計分析課「工業統計調査」</p> <p>県統計分析課「鉱工業指数」、日本銀行HP「製造業部門投入・産出物価指数」</p> <p>内閣府資料</p> <p>県統計分析課「鉱工業指数」、日本銀行HP「製造業部門投入・産出物価指数」</p>
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1) 50電気業	<p>a. 産出額 ○発電部門 県分の発電部門の産出額＝電力会社の発電部門の産出額×発電電力量の自県電力会社の発電部門の産出額：{電力会社の料金収入－(地帯間購入電力料＋他社購入電力料)}×(電気事業営業費用のうち「発電費」/電気事業営業費用合計) 発電電力量の自県分割合：自県/全国</p> <p>○送電・変電・配電部門 県分の送電・変電・配電部門の産出額＝電力会社の送・変・配電部門の産出額×使用電力量の自県分割合 電力会社の送・変・配電部門の産出額：電力会社の産出額－電力会社の発電部門の産出額</p> <p>b. 中間投入 産出額×中間投入比率＋FISIM消費額 中間投入比率：(一般厚生費＋燃料費＋修繕費＋普及開発費等)/電気事業営業収益</p>	<p>直接照会、電気事業連合会「電気事業便覧」</p> <p>直接照会、電気事業連合会「電気事業便覧」、資源エネルギー庁「電力調査統計表」</p> <p>直接照会、電気事業連合会「電気事業便覧」、資源エネルギー庁「電力調査統計表」</p> <p>直接照会</p>
(2) 51ガス・熱供給業	<p>a. 産出額 ガス・熱供給者の営業収入</p> <p>b. 中間投入 (原料費＋電力費＋材料費等)＋FISIM消費額</p>	<p>直接照会</p> <p>直接照会</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(3) 水道業(52上水道業、53工業用水業)	a.産出額 営業収入総額－受託工事収益－受水費 都道府県事業分、市町村事業分(法適用、法非適用簡易水道)を合計する。 b.中間投入 (動力費＋修繕費＋材料費＋薬品費＋その他)＋FISIM消費額 FISIM消費額:産出額×国のFISIM消費率	県水道局「県営水道事業年報」、市町村振興課「市町村要覧」 県水道局「県営水道事業年報」、市町村振興課「市町村要覧」 内閣府資料
(4) 54廃棄物処理業	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の対全国比 b.中間投入 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(5) 90(政府)下水道 (6)91(政府)廃棄物	a.産出額 ①雇用者報酬＋②中間投入＋③固定資本減耗＋④生産・輸入品に課される ①:決算書の人件費 ②:決算書の中間投入該当項目＋FISIM消費額 ③:(①＋②)×国の固定資本減耗比率 ④:労働生産物、中間投入の仕入れ品、消耗品、外資品等の項目 b.中間投入額 上記②の金額	県水道局「県営水道事業年報」、市町村振興課「市町村要覧」、直接照会 県水道局「県営水道事業年報」、市町村振興課「市町村要覧」、直接照会 内閣府資料 県水道局「県営水道事業年報」、市町村振興課「市町村要覧」、直接照会
5. 建設業	産出額 ○建築工事・土木工事 建築工事(民間・公共)、土木工事(民間・公共)の4部門に分類して推計。 全国建設投資推計額×(県内建設工事高(出来高ベース)÷全国建設工事高(出来高ベース)) ○補修工事 ①建築工事・土木工事の産出額×建設補修比率 建設補修比率=建設補修県内生産額÷(建築県内生産額＋土木県内生産額) 中間投入額 ①産出額×国の中間投入比率	国土交通省「建設投資見通し」、国土交通省「建設総合統計」 県統計分析課「奈良県産業連関表」 内閣府資料
6. 卸売・小売業 (1)卸売業 (2)小売業	a.産出額 (年間販売額－本支店間移動)×マージン率＋その他の収入額 年間販売額、本支店間移動、その他の収入額:年度転換比率(商業動態統計の月次販売額から作成)で修正した数値 マージン率:(粗利益額－商品以外の収入額)÷商品販売額 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	経済産業省「商業統計調査」、財務省「法人企業統計季報」 経済産業省「商業統計調査」、経済産業省「商業動態統計調査」 経済産業省「商業統計調査」 内閣府資料
7. 運輸・郵便業 (1) 59鉄道業	a.産出額 ○JR旅客 IR西日本㈱営業収入×乗客数の県分割合 ○JR以外の鉄道・索道 営業収入×乗客数の県分割合 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	直接照会 直接照会 内閣府資料
(2) 60道路運送業	a.産出額 ○道路旅客業 バス(乗合・貸切)、ハイヤー・タクシーの営業収入の県分合計 ○道路貨物輸送業 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数	近畿運輸局「近畿運輸局業務要覧」 内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」
(3) その他の運輸業	a.産出額 ○貨物運送取扱業 全国分産出額×年度転換比率×従業者数の県分割合 ○道路輸送施設提供業 ア.有料道路 料金収入 イ.路外駐車場(公営) 各種決算書より計上 ウ.路外駐車場(民営) 全国分産出額×年度転換比率×駐車可能台数の県分割合 ○倉庫業 全国分産出額×年度転換比率×保管貨物残高の県分割合 ○こん包業 全国分産出額×年度転換比率×従業者数の県分割合 ○旅行・その他の運輸附帯サービス業 全国分産出額×年度転換比率×従業者数の県分割合 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料、国土交通省「道路関係統計資料」、近畿運輸局「近畿運輸局業務要覧」 直接照会 県「決算書」、県市町村振興課「市町村財政の概要」 内閣府資料 内閣府資料、国土交通省「陸運統計要覧」 内閣府資料、総務省「経済センサス基礎調査」 内閣府資料、総務省「経済センサス基礎調査」 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(4) 64郵便業	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数の県分割合 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」 内閣府資料
8. 宿泊・飲食サービス業 (1) 飲食サービス業 (2) 旅館・その他の宿泊所	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
9. 情報通信業 (1) 67電信・電話業	a.産出額 ○電信・電話業 固定電気通信業、移動電気通信業、その他の電気通信業の3部門に分類して推計。 全国分産出額×年度転換比率×電話発信回数の県分割合 ○その他の通信サービス ○インターネット附属サービス業 全国分産出額×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の対全国比	内閣府資料 内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」
(2) 68放送業	a.産出額 ○公共放送 受信料収入+交付金 ○民間放送 時間放送料収入+スポット放送収入+製作その他収入+番組販売収入-代理店手数料 ○有線放送業 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	直接照会 直接照会 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(3) 69情報サービス業	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(4) 70映像・音声・文字情報制作業	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
10. 金融・保険業 (1) 71金融業(保険、年金基金除く)	a.産出額 FISIM産出額+受取手数料+自社開発ソフトウェア産出額+企業内研究開発分のR&D産出額 ○預金取扱機関 <FISIM産出額> FISIM産出額=借り手側FISIM産出額+貸し手側FISIM産出額 公的・民間別に推計して合計 借り手側FISIM産出額:国の当該計数×(県内貸出金残高/全国貸出金残高) 貸し手側FISIM産出額:国の当該計数×(県内預金残高/全国預金残高) <受取手数料> 国の当該計数×分割比率 民間・公的預金取扱機関の分割比率:県内貸出金残高/全国貸出金残高 その他の金融機関の分割比率:県内従業者数/全国従業者数 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料、日本銀行「日本銀行統計」、全国信用金庫協会「全国信用金庫概況」、農林中金総合研究所HP、農業経済課 内閣府資料、日本銀行「日本銀行統計」、全国信用金庫協会「全国信用金庫概況」、農林中金総合研究所HP、農業経済課 内閣府資料 日本銀行「日本銀行統計」、全国信用金庫協会「全国信用金庫概況」、農林中金総合研究所HP、農業経済課 総務省「経済センサス基礎調査」 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2)72保険業	a.産出額 ○生命保険 ① 民間生命保険＝国の当該計数×契約高対全国比(個人+団体) ② 公的生命保険＝全国産出額×年度末保有契約金額対全国比 ○年金基金 国の当該計数×分割比率 分割比率:加入者数の対全国比 ○非生命保険 国の当該計数×分割比率 分割比率:火災保険+自動車保険+自賠責保険の(新契約保険料－支払保険金)の対全国比 ○定型保証 国の当該計数×業務費の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金基金事業年報」 内閣府資料 損害保険料率算出機構「損害保険料率算出機構統計集」 内閣府資料、信用保証協会財務諸表 内閣府資料
11. 不動産業 (1) 73住宅賃貸業	a.産出額 支出部門で推計した計数を計上 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	支出系列 内閣府資料
(2) 74不動産仲介業 (3) 75不動産賃貸業	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス－基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 (1) 76研究開発サービス (2) 77広告業 (3) 78物品賃貸サービス業 (4) 79その他の対事業所サービス業	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス－基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(5) 80獣医業	a.産出額 国の当該計数×分割比率 分割比率:民間団体職員、個人診療施設の総数の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 農林水産省「獣医師の届出状況(獣医師数)」 内閣府資料
(6) 97(政府)学術研究	a.産出額 国の当該計数×分割比率 分割比率:従業者数の県分割合 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済センサス
(7) 101(非営利)自然・人文科学研究機関	a.産出額 国の当該計数×分割比率 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 総務省「経済センサス－基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
13. 公務	a.産出額 ①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税 機関別にそれぞれ計上して合計。 ①:決算書の人件費 ②:決算書の中間投入該当項目+FISIM消費額 ③:(①+②)×国の固定資本減耗比率 <small>※自営事業基礎、自営基礎には中間投入比率、台帳員等、非営利目的事業</small> b.中間投入額 上記②の金額	財政状況調査、決算書、市町村振興課「市町村要覧」

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
14. 教育 (1)教育	a.産出額 国の当該計数×分割比率 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(2)95(政府)教育	a.産出額 ①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税 機関別にそれぞれ計上して合計。 ①:決算書の人件費 ②:決算書の中間投入該当項目+FISIM消費額 ③:(①+②)×国の固定資本減耗比率 ④:自動車重量税、国有資産所在市町村交付金、公課費等、決算書の該当項目 b.中間投入額 上記②の金額	財政状況調査、決算書、市町村振興課「市町村要覧」
(3)99(非営利)教育	a.産出額 国の当該計数×分割比率 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
15. 保健衛生・社会事業 (1) 82医療・保健	○医療業 a.産出額 A+B+C+D A 公費負担分 「国民医療費」(厚生労働省)の「国民医療費、年次・制度区分別」より公費負担医療給付分×自県分/全国 B 保険者等負担分 「国民医療費」(厚生労働省)の「国民医療費、年次・制度区分別」より医療保健給付分×自県分/全国 C 後期高齢者医療給付分(旧老人保健分) 「後期高齢者医療事業状況報告」(厚生労働省)の「都道府県別医療費の状況」の「医療給付費の状況」医療給付費合計 D 患者負担分 「国民医療費」(厚生労働省)の「国民医療費、年次・制度区分別」の患者等負担分×自県分/全国 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率 ○保健衛生 a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 ○社会福祉業 a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比	左記資料 内閣府資料 内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」
(2) 83介護	a.産出額 介護給付・予防給付費用額(福祉用具購入費と住宅改修費を除く)+市町村特別給付費用額 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	介護保険事業状況報告(厚生労働省) 内閣府資料
(3) 98(政府)保健衛生、社会福祉	a.産出額 ①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税 機関別にそれぞれ計上して合計。 ①:決算書の人件費 ②:決算書の中間投入該当項目+FISIM消費額 ③:(①+②)×国の固定資本減耗比率 ④自動車重量税、国有資産所在市町村交付金、公課費等、決算書の該当項目 b.中間投入額 上記②の金額	財政状況調査、決算書、市町村振興課「市町村要覧」
(4) 102(非営利)社会福祉	a.産出額 国の当該計数×分割比率 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
16. その他のサービス (1) 84自動車整備・機械修	a. 産出額 ○自動車整備業 a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 ○機械修理業 a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(2) 85 会員制企業団体	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(3) 86娯楽業	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(4) 87洗濯・理容・美容・浴	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(5) 88その他の対個人サービス業(89分類不明を含む)	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(6) 96(政府)社会教育	a.産出額 国の当該計数×年度転換比率×分割比率 年度転換比率:第3次産業活動指数年度指数÷同暦年指数 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
(7) 100(非営利)社会教育 (8) 103(非営利)その他	a.産出額 国の当該計数×分割比率 分割比率:従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 b.中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 総務省「経済センサス基礎調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査」 内閣府資料
18. 輸入品に課される税・関	国の当該計数×分割比率 分割比率:経済活動別県内総生産の「小計(経済活動の計)」の対全国比率	内閣府資料
19. 総資本形成に係る消費	支出系列で推計	
	※企業内研究開発のR&D産出額 市場生産者の経済活動別の産出額を積み上げて推計している場合、国の当該計数を従業者数で按分することで加算する。 ※自社開発ソフトウェアの産出額 市場生産者の経済活動別の産出額を積み上げて推計している場合、加算する。 国の当該計数/国の産出額×県の産出額 ※中間投入には、FISIM消費額及び政府手数料を含むため、調整の必要な産業ではそれぞれ控除・加算する。FISIM=産出額×国のFISIM消費比率	内閣府資料、「国勢調査」 内閣府資料 内閣府資料

2. 県内総生産（生産側） 実質

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	<p>国民経済計算の経済活動別産出額デフレーターと経済活動別中間投入額デフレーターを用いて、県内産出額と県内中間投入額を連鎖方式で実質化して、実質の経済活動別県内総生産額を求めるダブル・デフレーション方式を用いる。デフレーターは以下の算式による。</p> <p>①連鎖デフレーター＝国の連鎖デフレーター×年度転換率(産出額・中間投入)</p> <p>②前年度固定基準による当年度実質値 ＝県名目値÷(当年度連鎖デフレーター/前年度連鎖デフレーター) ※実質産出額－実質中間投入額＝実質総生産額</p> <p>③連鎖実質の対前年度増加率＝②÷前年度名目値</p> <p>④23年度実質値(県名目値÷①)、③の伸び率で各年度値を算出</p> <p>⑤県連鎖デフレーター＝県名目値÷④の県連鎖実質</p>	<p>国民経済計算確報、日本銀行「投入産出物価指数」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」</p>

3. 県民所得(分配)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1. 雇用者報酬		
(1) 賃金・俸給		
a. 現金給与	<p>① 農林水産業</p> <p>a. 農業 (農家1戸当たり農業雇用労賃×農家戸数)+(有給家族従業者1人当たり平均給与×有給家族従業者数)</p> <p>b. 林業 (民有林の県内純生産×林野面積の県個人分割率×雇用労賃率)+(有給家族従業者1人当たり平均給与×有給家族従業者数)</p> <p>c. 水産業 (水産業の県内純生産×人件費比率)+(有給家族従業者1人当たり平均給与×有給家族従業者数)</p> <p>② 農林水産業以外の産業</p> <p>i 常用雇用者 常用雇用者数×常用雇用者1人当たり賃金・俸給 ※ 常勤役員を含む常用雇用者数 「国勢調査」をベースとした雇用者数×二重雇用比率 ※ 常用雇用者1人当たり現金給与総額 「毎月勤労統計調査」をベースに事業所規模30人以上、29人以下それぞれの平均給与を求め従業者数で加重平均し現金給与額を求める。</p> <p>ii 臨時・日雇 臨時・日雇の産業別雇用者数×臨時・日雇の産業別1人当たり年間現金給与額</p> <p>iii 教育のうち教職員、非市場生産者(政府)のうち公務の常用雇用者 直接照会などにより推計</p>	<p>農林水産省「農村物価統計」、奈良農政事務所「奈良農林水産統計年報」、県統計分析課「農林業センサス奈良県結果報告書」、内閣府資料</p> <p>農林水産省「農林業センサス」</p> <p>内閣府資料</p> <p>総務省「国勢調査」、総務省「事業所・企業統計調査」、内閣府資料</p> <p>総務省「国勢調査」、統計分析課「毎月勤労統計調査地方調査」、総務省「経済センサス基礎調査」</p> <p>文部科学省「学校基本調査」、県「決算書」、県市町村振興課「奈良県市町村要覧」、総務省「地方財政統計年報」、「地方財政状況調査」、直接照会</p>
b. 役員報酬(給与・賞与)	<p>1人当たり役員給与・賞与×役員数 1人当たり役員給与・賞与:1人当たり現金給与×国の1人当たり平均賃金の格差 役員数:『国勢調査』をベースに推計した役員数(常勤及びその他の役員)×二重雇用比率 ※ 農林水産業については、現金給与額に役員給与手当分を含むため除外</p>	<p>内閣府資料</p> <p>総務省「国勢調査」、内閣府資料</p>
c. 議員歳費等	各決算資料から議員歳費を算出	直接照会、総務省「地方財政統計年報」
d. 現物給与	現金給与所得×現物給与比率	内閣府資料
e. 給与住宅差額家賃	{1か月1㎡当たり市平均家賃(民間借家) - 1か月1㎡当たり給与住宅家賃} × (給与住宅数×給与住宅の1住宅当たり延べ床面積) × 12か月	総務省「住宅・土地統計調査」
(2) 雇主の社会負担		
a. 雇主の現実社会負担		
A. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担	特別会計、児童手当、共済組合、社会保障基金等:直接照会および各決算資料から	内閣府資料、直接照会
B. その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担	確定給付型企業年金、退職一時金(民間分等)、確定拠出型企業年金 他 :国値×加入者数等の対全国比	厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、内閣府資料、勤労者退職金共済機構「事業年報」、総務省「事業所・企業統計調査」、総務省「経済センサス基礎調査」

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
b.雇主の帰属社会負担 (1)雇主の帰属年金負担 (2)雇主の帰属非年金負担	<p>国の計数×人口の対全国比 雇主の帰属社会負担=①+②+③</p> <p>①退職一時金 =(大阪国税局管内退職所得支払金額×退職所得府対管内比) -年金基金による退職給付金(勤労者退職金共済機構)÷内民転換係数</p> <p>②公務災害補償 国出先、府、市町村別に該当項目を積算。 (地方公務員災害補償基金を除く)</p> <p>③その他(公務以外の各産業別に算出) 各産業の雇用者報酬×(その他の社会負担÷現金給与の割合)</p>	<p>国税庁統計年報</p> <p>直接照会</p> <p>内閣府資料</p>
2.財産所得(支払) (1)一般政府	<p>①支払利子</p> <p>a.国出先機関</p> <p>i 出先機関での支出分:決算等による</p> <p>ii 中央での支出分:国債×全国銀行年度末預金残高対全国比</p> <p>b.県、市町村、社会保障基金:決算等による ※借り手側FISIMを控除</p> <p>②貸貸料(土地分):国出先機関、県、市町村、社会保障基金:決算等による</p>	<p>直接照会</p> <p>金融機関別預貯金残高(日本銀行)</p> <p>直接照会</p> <p>総務省「地方財政状況調査」、県市町村振興課「奈良県市町村要覧」、直接照会</p>
(2)家計(個人企業含む)	<p>①支払利子(消費者負債利子) 国の計数×機関別個人貸出金残高のうち運転資金の対全国比等 ※借り手側FISIMを控除</p> <p>②その他の利子(個人企業)</p> <p>a.持ち家の支払利子(住宅支払利子) 国の計数×機関別個人貸出金残高のうち運転資金の対全国比等</p> <p>b.農林水産業の支払利子 国の計数×(銀行の農林水産業への貸出残高)</p> <p>c.非農林水産業の支払利子 国の計数×非農林水産業個人企業数対全国比</p>	<p>内閣府資料、日本銀行「金融経済統計月報」</p> <p>内閣府資料、農林中金)農林漁業金融統計</p> <p>内閣府資料、総務省「事業所企業統計」、総務省「経済センサス基礎調査」</p>
(3)対家計民間非営利団体	<p>①支払利子 国の計数×民間非営利団体の従業者数対全国比 ※借り手側FISIMを控除</p> <p>②支払貸貸料 国の計数×対家計民間非営利団体従業者数対全国比</p>	<p>内閣府資料、総務省「経済センサス基礎調査」</p> <p>内閣府資料、総務省「経済センサス基礎調査」</p>
2.財産所得(受取) (1)一般政府 ①受取利子	<p>a.国出先機関、県、市町村:決算等による</p> <p>b.社会保障基金:国の計数×保険料収納額対全国比 ※貸し手側FISIMを加算</p> <p>②法人企業の分配所得(受取配当金、公営住宅使用料、公営企業等からの繰入) 国出先機関、県、市町村、社会保障基金:決算等または営業余剰×対全国比による</p> <p>③保険契約者に属する財産所得 国の計数×保険種類別の県割合×制度部門比率</p> <p>④貸貸料 国出先機関、県、市町村、社会保障基金:決算等による</p>	<p>内閣府資料、直接照会</p> <p>内閣府資料</p> <p>総務省「地方財政統計年報」</p> <p>内閣府資料</p> <p>直接照会</p>
(2)家計 ①受取利子	<p>a.一般預貯金利子:国の計数×機関別個人預金残高の対全国比</p> <p>b.社内預貯金利子:国の計数×機関別個人預金残高の対全国比</p> <p>c.有価証券・金融債利子:国の計数×機関別個人預金残高の対全国比 ※貸し手側FISIMを加算</p>	<p>内閣府資料、日本銀行資料</p> <p>内閣府資料、日本銀行資料</p> <p>内閣府資料、日本銀行資料</p>
②配当(受取)	<p>国の計数×配当所得申告額の対全国比</p>	<p>「国民経済計算」、国税庁「国税庁統計年報」</p>
③保険契約者に帰属する投資所得(受取)	<p>保険契約者に属する財産所得:国の計数×保険種類別の県割合×制度部門比率</p>	<p>内閣府資料、直接照会</p>
④貸貸料(受取)	<p>(支払い貸貸料は個人企業に帰属)</p> <p>①土地分:支払額×(全国の受取租賃貸料/全国の支払租賃貸料)</p> <p>②特許権・著作権使用料:国の計数×従業者数の対全国比</p>	<p>内閣府資料、総務省「経済センサス基礎調査」</p>

項目	推計方法	基礎資料
(3) 対家計民間非営利団体 ①受取利息	国の計数×民間非営利団体の従業者数対全国比	内閣府資料、総務省「経済センサス基礎調査」
②法人企業の分配所得	国の計数×民間非営利団体の従業者数対全国比	内閣府資料、総務省「経済センサス基礎調査」
③保険契約者に帰属する財産所得	国の計数×保険種類別の県割合×制度部門比率	内閣府資料、総務省「経済センサス基礎調査」
④賃貸料(土地分)	国の計数×民間非営利団体の従業者数対全国比	内閣府資料、総務省「経済センサス基礎調査」
3. 企業所得 (法人企業の分配所得受払後) (1) 民間法人企業 a. 非金融法人企業	分配所得受払前の民間非金融法人企業営業余剰+(財産所得の受取額-財産所得の支払額) ①分配所得受払前の民間非金融法人企業営業余剰 : 営業余剰・混合所得-(金融機関+公的非金融法人企業+個人企業) 営業余剰・混合所得: 生産系列より 金融機関、公的非金融法人企業、個人企業: 該当の項参照 ②財産所得の受取額 a. 受取利息: 国の計数×営業余剰の対全国比 b. 法人企業の分配所得: 国の計数×営業余剰の対全国比 c. 保険契約者に属する財産所得: 国の計数×保険種類別の県割合×制度部門比率 d. 賃貸料 i 土地分: 国の計数×土地法人決定価格の対全国比 ii 著作権・特許権分: 国の計数×特許申請件数の対全国比 ③財産所得の支払額 a 支払利息: 国の計数×営業余剰の対全国比 b 法人企業の分配所得: 国の計数×営業余剰の対全国比 c. 保険契約者に属する財産所得: 国の計数×保険種類別の県割合×制度部門比率 d. 賃貸料 i 土地分: 国の計数×土地法人決定価格の対全国比 ii 著作権・特許権分: 国の計数×特許申請件数の対全国比	生産系列 内閣府資料 内閣府資料 内閣府資料 固定資産の価格等の概要調書(総務省) 内閣府資料 内閣府資料 内閣府資料 固定資産の価格等の概要調書(総務省)
b. 民間金融機関	分配所得受払前の民間金融機関営業余剰+(財産所得の受取額-財産所得の支払額) ①分配所得受払前の民間金融機関営業余剰 = 金融機関営業余剰×公民分割比率 金融・保険業営業余剰: 生産系列の経済活動別に一致する 公民分割比率: 生産系列より ②財産所得の受取額 a. 受取利息 i 民間金融機関: 国の計数×貸出残高の対全国比 ii 生命保険: 国の計数×保有契約高等の対全国比 iii 非生命保険: 国の計数×(保険料収入-支払保険金)対全国比 iv 年金基金: 国の計数×加入者数等の対全国値 b. 法人企業の分配所得: 国の計数×営業余剰の対全国比 c. 保険契約者に属する財産所得: 国の計数×保険種類別の県割合×制度部門比率 ③財産所得の支払額 a. 支払利息 i 民間金融機関: 国の計数×預金残高の対全国比 ii 生命保険: 国の計数×保有契約高等の対全国比 iii 非生命保険: 国の計数×(保険料収入-支払保険金)対全国比 b. 法人企業の分配所得: 国の計数×営業余剰の対全国比 c. 保険契約者に属する財産所得 i 生命保険の帰属収益: 国の計数×保有契約高等の対全国比 ii 年金基金の帰属収益: 国の計数×年金基金の加入者数等の対全国比 iii 非生命保険の帰属収益: 国の計数×(保険料-保険金)の対全国比 iv 保険契約者配当: 国の計数×保有契約高等の対全国比 d. 賃貸料(土地分): 国の計数×土地法人決定価格の対全国比	
(2) 公的法人企業 a. 公的非金融法人	分配所得受払前の公的非金融法人企業営業余剰+財産所得の受取額-財産所得の支払 ①分配所得受払前の公的非金融法人企業営業余剰 a. 分割により推計する企業分: 国の計数×従業者数対全国比等 b. 積み上げによる企業分: 決算書等により積み上げ ②財産所得の受取額 民間非金融法人と同じ ③財産所得の支払額 民間非金融法人と同じ	決算書、直接照会

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
b. 公的金融機関	<p>分配所得受払前の公的金融機関営業余剰＋財産所得の受取額－財産所得の支払額</p> <p>①分配所得受払前の公的金融機関営業余剰：金融機関営業余剰×公民分割比率 金融・保険業営業余剰：生産系列より 公民分割比率：生産系列より</p> <p>②財産所得の受取額 a. 受取利子 i 公的金融機関：国の計数×貸付、貯金残高の対全国比等 ii 生命保険：国の計数×保有契約高の対全国比 iii 非生命保険：決算書等による iv 年金基金：国の計数×加入者数等の対全国比 b. 法人企業の分配所得：国の計数×営業余剰の対全国比 c. 保険契約者に属する財産所得：国の計数×保険種類別の割合×制度部門比率</p> <p>③財産所得の支払額 a. 支払利子 i 公的金融機関：国の計数×貸付、貯金残高の対全国比等 ii 生命保険：国の計数×保有契約高等の対全国比 iii 非生命保険：国の計数×産出額の対全国比 iv 年金基金：国の計数×加入者数等の対全国比 b. 法人企業の分配所得：国の計数×営業余剰の対全国比 c. 保険契約者に属する財産所得 i 生命保険の帰属収益：国の計数×保有契約高等の対全国比 ii 非生命保険の帰属収益：生産系列より運用純益を計上 iii 保険契約者配当：国の計数×保有契約高等の対全国比</p>	
(3) 個人企業 a. 農林水産業	<p>(農林水産業営業余剰・混合所得－法人企業分)－財産所得の支払額(農林水産業分) ※受取財産所得は家計に帰属</p> <p>①農林水産業営業余剰・混合所得 農林水産業営業余剰・混合所得：生産系列より</p> <p>②法人企業分：総額より以下の比率で分割 農林水産業法人事業税決定額÷現事業年度分計法人事業税決定額</p> <p>③財産所得の支払額(農林水産業分) a. 支払利子：国の計数×農林水産業貸出残高等の対全国比 b. 賃貸料：田・畑の小作料×小作地面積</p>	<p>生産系列</p> <p>国税局資料</p> <p>農林中央金庫HP 「農林業センサス」</p>
b. その他の産業	<p>個人企業混合所得－財産所得の支払額 (受取財産所得は家計に帰属)</p> <p>①個人企業混合所得 生産系列の営業余剰・混合所得総額－(民間非金融機関＋金融機関＋持ち家の営業余剰) ②財産所得の支払額(農林水産業分)</p> <p>a. 支払利子：国の計数×農林水産業を除く個人事業主数対全国比</p> <p>b. 賃貸料：持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率 ※修正倍率：『全国消費実態調査』の地代支払のある世帯の1ヶ月平均値/『家計調査』の2人以上全世帯1世帯当たり1ヶ月平均値</p>	<p>内閣府資料、総務省「経済センサス－基礎調査」</p> <p>総務省「住宅・土地統計調査」</p>
c. 持ち家	<p>持ち家にかかる混合所得－財産所得の支払額(持ち家分) (財産所得の受取額は家計に計上)</p> <p>①持ち家にかかる混合所得：持ち家の帰属家賃×国の営業余剰率</p> <p>②財産所得の支払額(持ち家分) a. 支払利子：国の計数×機関別貸出残高等の対全国比</p> <p>b. 賃貸料：持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率 ※修正倍率はその他の産業と同じ</p>	<p>支出系列、内閣府資料</p> <p>内閣府資料、都道府県別預金貸出金残高(日本銀行)</p> <p>総務省「住宅・土地統計調査」</p>
4. 県民所得(要素費用表示)	1+2+3	
5. 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	生産系列より推計値を計上	
6. 県民所得	4+5	
7. その他の経常移転(純)	以下の経常移転の受払純額をそれぞれ計上 (1)非金融法人企業および金融機関 (2)一般政府 (3)家計(個人企業含む) (4)対家計民間非営利団体	
【支払】 ①所得・富等に課される経常税	(計上する制度部門：非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体)	
a. 所得に課される税	所得税、法人税、県民税および市町村民税(所得割、法人税割、利子割)：徴収額により計上	直接照会、内閣府資料、国税庁「国税庁統計年報」、県市町村振興課「市町村要覧」、内閣府「国民経済計算年報」
b. その他の経常税	<p>i 自動車重量税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税：徴収額の1/2を計上 ii 狩猟税：徴収額により計上</p> <p>iii 県民税および市町村民税(均等割 個人および法人)：徴収額により計上 (自動車重量税、自動車税、自動車取得税の残額は生産・輸入品に課される税として扱</p>	<p>直接照会、内閣府資料、国税庁「国税庁統計年報」、総務省「地方財政統計年報」</p> <p>県市町村振興課「市町村要覧」、直接照会</p>

項目	推計方法	基礎資料
②社会負担 a. 現実社会負担 A. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担 B. その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担 b. 帰属社会負担 (1) 雇主の帰属年金負担 (2) 雇主の帰属非年金負担	家計に計上する。雇主報酬の該当項目を参照 家計に計上する。雇主報酬の該当項目を参照	
③現物社会移転以外の社会給付 a. 現金による社会保障給付 b. その他の社会保険年金給付 c. その他の社会保険非年金給付 d. 社会扶助給付	一般政府(社会保障基金)に計上する。雇主報酬のA. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担を参照 金融機関に計上する。雇主報酬のB. その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担を参照 雇主の帰属社会負担のうち「雇主の帰属非年金負担」と同額を計上 i 一般政府分 ・国出先機関 中央政府支払い分: 国の計数×年金恩給出納高対全国比等 国出先機関の支払い分: 決算等による ・県、市町: 決算等による ii 対家計民間非営利団体分 国の計数×従業者数対全国比	内閣府資料、直接照会 地方財政状況調査(総務省) 事業所・企業統計調査(総務省)、経済センサス(総務省、経済産業省)
④その他の経常移転 a. 非生命純保険料 b. 非生命保険金 c. 一般政府内の経常移転 d. 他に分類されない経常移転	非生命保険金の県内の受取額を各制度部門に計上 生産系列の保険金の合計額を金融機関の支払に計上 決算等により計上 i 罰金 ・国出先機関 中央政府への支払い分: 国の計数×法人事業税課税標準対全国比 国出先機関の支払い分: 決算等による ii 金融機関からの経常移転 対家計民間非営利団体へ: 国の計数×法人事業税取納額対全国比 iii 一般政府からの経常移転: 決算等による iv 家計からの経常移転 一般政府へ: 決算等により計上 家計へ: 仕送り金、贈与金(1世帯あたり支出額×世帯数) 対家計民間非営利団体へ: 世帯あたりの信仰・祭祀費等×世帯数	直接照会 内閣府資料、国税庁統計年報書 直接照会 家計調査(総務省)、全国消費実態調査(総務省) 家計調査(総務省)、全国消費実態調査(総務省)
【受取】 ⑤所得・富等に課される経常税(計上する制度部門: 一般政府) a. 所得に課される税 b. その他の経常税	支払に同じ 支払に同じ	
⑥社会負担 a. 現実社会負担 A. 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担 B. その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担 b. 帰属社会負担 (1) 雇主の帰属年金負担 (2) 雇主の帰属非年金負担	一般政府に計上する。 金融機関(年金基金)に計上する。 支払額と同額を計上 雇主報酬の同項目に同じ 雇主報酬の同項目に同じ	
⑦現実社会移転以外の社会給付 a. 現金による社会保障給付 b. その他の社会保険年金給付 c. その他の社会保険非年金給付 d. 社会扶助給付	支払額を一般政府(社会保障基金)に計上 支払額を家計に計上 支払に同じ 支払額を家計に計上(ただし、恩給等については県民受け取り分のみ)	
⑧その他の経常移転 a. 非生命純保険料 b. 非生命保険金 c. 一般政府内の経常移転 d. 他に分類されない経常移転	支払額を金融機関に計上 支払額を制度部門別に計上 支払に同じ i 罰金 : 支払額を一般政府に計上 ii 金融機関からの経常移転 : 支払額を対家計民間非営利団体に計上 iii 一般政府からの経常移転 : 一般政府、家計へ計上 iv 家計からの経常移転 : 家計へ計上	

4. 県内総生産（支出側） 名目

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>1. 民間最終消費支出</p> <p>(1)家計最終消費支出</p>	<p>(1)、(2)を合計したものを自県分、全国分求める。 最終消費支出推計値×自県分の割合</p> <p>(1)『全国消費実態調査』における部分</p> <p>世帯を「2人以上の世帯」及び「単身世帯」に区分し、それぞれについて12大費目①食料・非アルコール飲料、②アルコール飲料・たばこ、③被服・履物、④住居・電気・ガス・水道、⑤家具・家庭用機器・家事サービス、⑥保健・医療、⑦交通、⑧通信、⑨娯楽・レジャー・文化、⑩教育、⑪外食・宿泊、⑫その他)ごとに推計し、世帯数を乗じて求める。</p> <p>①2人以上の世帯 全世帯一戸当たり費目別消費支出額×2人以上の世帯数</p> <p>②単身世帯 単身者1人当たりの費目別消費支出額×単身者数</p> <p>(2)直接推計法による部分 家計最終消費支出の概念範囲に含まれるもののうち、『全国消費実態調査』では的確な捕捉をしていないと考えられる項目を推計対象から控除し、別途推計加算する。</p> <p>①加算項目 『全国消費実態調査』で捕捉していないと考えられる項目を、加算する。</p> <p>a. 生命保険サービス 生命保険の産出額を計上する。</p> <p>b. 年金基金サービス 年金基金の産出額を計上する</p> <p>c. 証券手数料 国の当該計数×分割比率 分割比率:2人以上世帯の全世帯一世帯当たり貯蓄現在高のうちの有価証券×世帯数の対全県比</p> <p>d. FISIM消費額 消費者家計FISIM消費額=消費者家計借り手側FISIM消費額+消費者家計貸し手側FISIM消費額</p> <p>②『全国消費実態調査』の推計からは控除後、別途推計加算する項目</p> <p>e. 家賃(持ち家の帰属家賃を含む)</p> <p>住宅床面積×単価(1㎡あたり家賃)</p> <p>※ 1㎡当たり平均家賃 中間年次等は消費者物価指数の家賃指数の対基準年の伸び率で補間又は補外する。</p> <p>※ 住宅床面積 「住宅・土地統計調査」による床面積を基礎とし、中間年次等は「建築統計年報」により補間又は補外する。</p> <p>f. 非生命保険のサービス料 非生命保険の産出額×制度部門別分割比率(家計)</p> <p>g. 自動車購入額 国の自動車の家計消費支出額×自動車購入額の自県分の対全県計比</p> <p>h. 医療費(自己負担分) 生産系列で推計した保険適用となる傷病治療費のうちの患者負担分及び保険適用外の支払い分を計上する。</p> <p>i. 介護費(自己負担分) 生産系列で推計した介護費のうち自己負担分を計上する。</p>	<p>内閣府「国民経済計算」</p> <p>総務省「全国消費実態調査」、総務省「国勢調査」</p> <p>総務省「全国消費実態調査」、総務省「国勢調査」</p> <p>内閣府資料 「全国消費実態調査」</p> <p>「制度部門別FISIM消費額」</p> <p>総務省「住宅・土地統計調査」</p> <p>総務省「住宅・土地統計調査」、国土交通省「建築統計年報」</p> <p>分配系列</p> <p>内閣府資料</p> <p>生産系列</p> <p>生産系列</p>
<p>(2)対家計民間非営利団体最終消費支出</p>	<p>対家計民間非営利団体最終消費支出=(「非市場生産者(非営利)」部門の産出額)-(財貨・サービスの販売)-(自己勘定総固定資本形成(R&D))</p>	<p>生産系列、「国民経済計算年報」</p>
<p>2. 政府最終消費支出</p>	<p>政府最終消費支出=(「非市場生産者(政府)」部門の産出額)-(財貨・サービスの販売)-(自己勘定総固定資本形成(R&D))+(現物社会移転(市場産出の購入))</p>	<p>生産系列</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
3. 総資本形成 (1)総固定資本形成	<p>(1)民間</p> <p>①住宅 民間住宅＝県分住宅投資総額(グロス表示)－県公的住宅(グロス表示)</p> <p>※ 県分住宅投資総額＝国の住宅投資総額×(県の居住用建築物工事額出来高ベース÷国の居住用建築物工事額出来高ベース)</p> <p>②企業設備</p> <p>a. 製造業 {「工業統計調査」の有形固定資産取得額(県内から取得額の中古資産と土地を除く)+建設仮勘定-住宅投資額}×年度転換比率+コンピュータ・ソフトウェア及びR&D分</p> <p>※コンピュータ・ソフトウェア及びR&D分＝(県の固定資産)×(国の製造業の固定資産に占める「コンピュータ・ソフトウェア及びR&D」の比率)</p> <p>b. その他の産業 産業別県内総生産額×国の産業別民間設備投資の比率</p> <p>(2)公的</p> <p>①住宅 一般会計、非企業会計及び企業会計別に各決算書から住宅建設関係費(住宅用地費は除く)を求める。</p> <p>②企業設備 政府関係機関については、「財政状況調査」による残高増減法によって求めた固定資産増加額を計上する。県、市町村については、各決算書により推計する。また、R&D分について加算する。</p> <p>※R&D投資額＝公的企業設備額×国のR&D投資額比率</p> <p>③一般政府 一般政府、非企業特別会計について、それぞれの決算書から建設関係項目(用地費は除く)を求め、コンピュータ・ソフトウェア及びR&Dを加算する。</p> <p>※コンピュータ・ソフトウェアおよびR&D投資額＝一般政府の総固定資本形成額×国のコンピュータ・ソフトウェアおよびR&D投資額比率</p>	<p>内閣府資料、国土交通省「建設総合統計」</p> <p>経済産業省「工業統計調査」、県統計分析課「工業統計調査」、国土交通省「建築統計年報」、支出系列</p> <p>県統計分析課「工業統計調査」、内閣府「国民経済計算年報」</p> <p>生産系列、内閣府「国民経済計算年報」</p> <p>直接照会、県「決算書」、総務省「地方財政状況調査」、県統計分析課「奈良県産業連関表」、内閣府「決算書」</p> <p>県統計分析課「財政状況調査」、県「決算書」</p> <p>内閣府「国民経済計算年報」</p> <p>直接照会、県「決算書」</p> <p>内閣府「国民経済計算年報」</p>
(2)在庫変動	<p>(1)民間企業 (2)公的企業 (1)、(2)それぞれ算出。 自県の名目在庫残高(年度末)＝自県の名目産出額×国の名目在庫残高比率</p> <p>※国の名目在庫残高比率＝国の名目在庫残高/国の名目産出額</p>	<p>生産系列</p> <p>内閣府「国民経済計算年報」</p>
4. 財貨・サービスの移出入(純) ・統計上の不突合		
(1)財貨・サービスの移出	産出額×移輸出率	生産系列、県統計分析課「奈良県産業連関表」
(2)(控除)財貨・サービスの移入	(民間最終消費支出+政府最終消費支出+県内総資本形成+中間需要額)×移輸入率	生産系列、県統計分析課「奈良県産業連関表」
(3)FISIMの移出入(純)	FISIM産出額－制度部門別FISIM消費額の合計	
(4)統計上の不突合	県内総生産(生産側・名目)－(民間最終消費支出+政府最終消費支出+県内総資本形成+財貨・サービスの移出入(純))	生産系列
5. 県外からの要素所得(純)	県民所得(分配)－県内要素所得(純生産)	分配系列

5. 県内総生産（支出側） 実質

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1. 民間最終消費支出	県内総生産(支出側)を構成する名目値を、以下のデフレーターにより実質化する。	
(1)家計最終消費支出	国該当項目のインプリシット・デフレーターを準用する。	内閣府「国民経済計算年報」
(2)対家計民間非営利 団体最終消費支出	国該当項目のインプリシット・デフレーターを準用する。	内閣府「国民経済計算年報」
2. 政府最終消費支出	国該当項目のインプリシット・デフレーターを準用する。	内閣府「国民経済計算年報」
3. 総資本形成	国該当項目のインプリシット・デフレーターを準用する。	内閣府「国民経済計算年報」
4. 財貨・サービスの移出入(純) ・統計上の不突合		
(1)財貨・サービスの移出	国内企業物価指数、企業向けサービス価格指数、輸出物価指数	日本銀行「金融経済統計月報」
(2)(控除)財貨・サービスの移 入	奈良市消費者物価指数、国内企業物価指数、企業向けサービス価格指数、輸入物価指数	総務省「消費者物価指数」 日本銀行「金融経済統計月報」
(3)統計上の不突合	県内総生産(支出側)のインプリシット・デフレーター	